

事務所だより

第108号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

国民年金後納制度の申込期限近づいて

納付できなかった 期間をカバー

過去の国民年金保険料を
払い忘れていた“当時収
入が無くて払えていなかった”
などの理由で納付できていな
い期間はありませんか。

国民年金保険料は、納付対
象月の翌月末日が納付期限と
されています。もし、納付期
限までに保険料を納めていな
いと、障害基礎年金や遺族基
礎年金を受給できない場合が
あります。

一方、今から納付しようと
しても、納付期限から起算し
て二年を過ぎた期間は時効に
よって納めることができません
でした。

しかし、平成二十七年十月
一日施行の「政府管掌年金事
業等の運営の改善のための国
民年金法等の一部を改正する

法律」(年金事業運営改善法)

により、時効により納めるこ
とができなかった期間を平成
二十七年十月から平成三十年
九月までの三年間に限って、
過去五年以内の期間分を納め
ることができるようになりま
した。

この制度を後納制度とい
います。

老齢年金受給資格を 確保する

確保する

平成二十九年七月三十一日
までは、二十歳以上六十歳未
満の期間のうち、納付済期間
(注①) + 学生納付特例承認
期間(注②) + 免除・猶予承
認期間(注③) + 日本国内に
住所を有しない期間等(注④)
の合計が二十五年以上なけれ
ば老齢年金を受け取ることが
できませんでした。

平成二十九年八月一日から
は、前記の納付済等期間が合
計十年以上あれば老齢年金を
受け取ることができるよう
になりました。

今回の後納制度は、この納
付済等期間を合計しても五年
以上十年未満のため老齢年金
の受給資格を得られない方が、
過去五年(注⑤)以内の国民
年金保険料未納期間分を平成
三十年九月末日までに納付す
ると老齢年金の受給資格がで
きます。

未納期間と納付可能期間に
ついては、近隣の年金事務所
または街角の相談センターで
確認ください。

申込期限が 近づいています

近づいています

後納制度の申し込みは、平
成三十年九月二十八日金曜日
までとなっています。

この日を過ぎると希望して
も申し込みはできません。ま
た、審査に時間がかかる場合
があり、申し込みだ月分から
納めることができない場合が
ありますので、期日に余裕を
もって申し込みしてください。

申し込みいただく際の注意事項

納付の滞りに加算額が accrues

- 過去3年以内の滞納保険料は、当時の保険料額に加算額が accrues。
- 詳細は下記「平成30年4月から平成30年9月までの滞納保険料額と納付期限」でご確認ください。

一部免除された期間も納付できます

- 一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象となります。
- この場合の滞納保険料は、一般の滞納額と同じく1ヵ月分の保険料が必要となります。

- 申し込み後、後納保険料の納付が可能な期間についての審査を行います。その結果をお知らせします。
- 審査に時間がかかる場合があります。申し込みだ月分から納めることができない場合がありますので、期日に余裕をもつて申し込みしてください。

平成30年4月から平成30年9月までの滞納保険料額と納付期限

滞納保険料額	滞納期間の保険料額	滞納期間	納付期限
平成25年度 15,500円	15,500円	540円	【注1】平成30年4月30日
平成26年度 15,500円	15,500円	340円	平成30年9月30日
平成27年度 15,700円	15,500円	170円	平成30年9月30日
平成28年度 16,200円	16,200円	340円	平成30年9月30日

※滞納保険料額は、「滞納の保険料額」+「加算額」です。(注1)～(注5))
※滞納保険料額は法令で定められ、毎年改定されています。
※滞納保険料を納付した場合は、納付した日が「納付対象月の保険料納付日」とみなされます。

2年以内の国民年金保険料について

- 国民年金保険料は、翌月末日が納付期限です。納付期限までに納めていない場合、滞納の事由が発生した際に滞納期間分(滞納期間分)を支払う必要があります。
- 2年以内の滞納保険料は、滞納期間分(滞納期間分)を支払う必要があります。

年金の受給資格期間の短縮について

- 後納の年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)は、法律で定められた25年から10年に短縮されました。この機会に後納制度をぜひご利用ください。

お問い合わせは『ねんきん加入者ダイヤル』へ



0570-003-004

050から掛かる電話でおかけになる場合は 03-6630-2525 にお電話ください。
お問い合わせの際は、年金手帳または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

受付時間
月～金曜日 午前8:30～午後7:00 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用いただけません。
第2土曜日 午前9:00～午後5:00

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより、平成27年10月
から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

※過去5年とは、納めようとする月5年以内の期間です。

(例) 平成25年5月分の場合 → 平成30年5月まで納付可能となります。

▶ この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- 年金の受給資格が得られる可能性があります。
- 不足している期間の保険料を納めることにより、年金の受給資格が得られる可能性があります。
- 将来受け取る年金額が増加します。

<1ヵ月分の滞納保険料を納めることにより、増える老齢基礎年金の目安>

779,300円(平成30年4月時点の満額の年金額) × 年額で1,624円 増額

480万円(40年×12万円)

ご利用いただける方

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(免除以外)や未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

申し込みから納めていただくまでの手順

- 1 国民年金後納保険料納付申込書に必要事項を記入の上、年金事務所に出します。
- 2 年金事務所において申込書・領受書・捺印などを行います。
- 3 納付書により金融機関、コンビニ等で納付してください。

●年金加入期間の短縮のため戸籍簿本等が必要となります。
●申込書は年金事務所から取り寄せることができます。日本年金機構ホームページから印刷できます。

日本年金機構
Japan Pension Service

※裏面もご覧ください。

「全国労働衛生週間」スローガンが決まりました

昭和二十五年から実施され、今年で六十九回目となる全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるように職場環境の改善等の労働衛生に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保することを目的としています。

その年に合ったスローガンを掲げ、毎年九月一日から九月三十日までを準備期間、十月一日から十月七日までを本週間として、スローガンに沿った取組を展開します。

(詳細は、次月号に掲載予定です。)

今年は、一般公募に応募のあった二九四作品の中から、次のスローガンに決定されました。

今年のスローガン

ここから健康づくり
みんなで進める働き方改革

基本手当日額の変更

8月1日より雇用保険の基本手当日額や高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されます。

① 基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額(※)の範囲等の引上げは、以下のとおりです。

(1) 基本手当の日額の最高額及び最低額

〔最高額〕

60歳以上65歳未満	7,042円 → 7,083円 (+41 円)
45歳以上60歳未満	8,205円 → 8,250円 (+45 円)
30歳以上45歳未満	7,455円 → 7,495円 (+40 円)
30歳未満	6,710円 → 6,750円 (+40 円)

・年齢：受給資格に係る離職の日における年齢

〔最低額〕 1,976 円 → 1,984円 (+8円)

(2) 基本手当の日額の算定に当たって80%を乗ずる賃金日額の範囲、80%から50%までの範囲で減額する率を乗ずる賃金日額の範囲及び50%を乗ずる賃金日額の範囲

(例)

賃金日額が6,000円である60歳未満の受給資格者

4,535 円 → 4,543円 (+8円)

賃金日額が9,000円である60歳未満の受給資格者

5,677円 → 5,697円 (+20円)

② 高年齢雇用継続給付の支給限度額

357,864円 → 359,899円 (+2,035円)

※基本手当の日額と賃金日額の関係について

◎基本手当の日額：基本手当(求職者給付)の1日当たりの支給額
離職前6か月間の平均賃金額を基に計算される。

◎賃金日額：離職前6か月間における1日当たりの平均賃金額

◎基本手当の日額は、賃金日額×給付率(80~50%)←賃金水準が低いほど高い給付率となる。

このスローガンは、ここからとからだ両方の健康づくりを進め、職場で一丸となって働き方改革を進めることで、誰もが安心して健康に働ける職場を目指すことを表しています。

年度は、第十三次労働災害防止計画の初年度における取組として、長時間労働者やメンタルヘルス不調者に対する面接指導などが受けられる環境の整備や、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援を社会的にサポートする仕組みの整備、化学物質対策として、ラベル表示・安全データシート(SDS)の交付・入手の徹底に引き続き取り組んでいく、としています。

八月の労務手続 「提出先・納付先」

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)

三十一日

○健保・厚生保険料の納付

〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 〔年金事務所〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 〔公共職業安定所〕

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者ではない労働者) 〔公共職業安定所〕

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。先日、台風が通過した日の夕方、カナカナ蝉(ヒグラシ)の鳴き声を聴き、連日の高温ですが、少しだけ涼しさを感じる時間でした。

(きん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>

〔労働基準監督署〕